

岩手県告示第822号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、家畜の監視伝染病の発生を予防するため、次のとおり検査を実施する。

平成20年12月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施の目的 ヨーネ病の発生予防
- 2 実施する区域 田野畑村
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 家畜の種類 牛
  - (2) 家畜の範囲 2の区域内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛（生後1年未満のもの及びヨーネ病の発生があった農場で飼養し家畜伝染病予防法第51条の規定に基づき検査するものを除く。）
- 4 実施の期日及び場所 平成21年1月5日から同年2月27日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所
- 5 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条の規定による方法
- 6 手数料 検査の際1頭につき720円を岩手県収入証紙をもって納付するものとする。